

2.6.4 移動届等（内航）（WMR）

本業務では、移動届（以下、「移動届等（内航）」と呼びます）を申請することができます。本業務では、移動届等（内航）を登録・訂正・取消することができます。

申請の操作方法については、1.3.2（4）申請業務を参照してください。

表 2.6.4-1 申請が可能な書類の種類

書類		宛先官庁
移動届の提出		港長

入力者について

- 入力者は船会社、船舶代理店です。

船舶基本情報について

- 船舶基本情報（内航船）は、申請先への申請を行うことで船舶基本情報の有効期間が一定期間延長されます。

訂正について

- 訂正できる移動届等の条件は以下のとおりです。
 - 入力者は移動届等を提出した利用者と同一である必要があります。
 - 船舶コード及び港コードが変更されていない必要があります。

取消について

- 取消できる移動届等の条件は以下のとおりです。
 - 入力者は移動入等を提出した利用者と同一である必要があります。
- 取消を行う場合、関係官庁に対してあらかじめ連絡することが必要です。

港長への提出について

- 申請先港長の指示に従い、提出を行ってください。

その他、手続きに際しご不明な点につきましては、港長へお問い合わせください。

<申請等呼出について>

- 申請済の情報を呼び出し修正することで、新規の移動届等を申請することができます。
以下の情報を呼び出すことができます。
 - ・船舶基本情報（内航）
 - ・入港前統一申請（内航）
 - ・移動届等（内航）

<移動届等（内航）の提出について>

- 以下の帳票を「書類状態確認（WVS）」業務（種別：申請情報）で確認できます。

表 2.6.4-2 書類状態確認（WVS）業務（種別：申請情報）で確認できる帳票

条件	帳票名
港長への移動届の場合	移動届情報

- 以下の帳票を「書類状態確認（WVS）」業務（種別：帳票情報）で確認できます。
＊帳票を確認できる期間は、下記の表の条件から14日間（土日祝含む）です。

表 2.6.4-3 帳票確認（WNC）業務（種別：帳票情報）で確認できる帳票

条件	帳票名
港長が移動届を確認し、入力者に対して回答を行った場合	移動届情報

- 以下の帳票が宛先官庁に出力されます。

表 2.6.4-4 宛先官庁に出力される帳票

条件	帳票名	出力先
港長への移動届提出の場合	移動届提出情報	港長
港長への移動届情報が訂正または取消された場合	移動届訂正・取消情報	港長